（国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正）

第十条　国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年国土交通省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～十三　（略） 十四　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十三条第一項（同法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）及び第三十二条第一項 十五～二十六　（略）	次の各号に掲げる法律の規定（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）の事務に係るものに限る。）に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～十三　（略） 十四　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十三条第一項（同法第二十五条の十八第一項において準用する場合を含む。）及び第三十二条第一項 十五～二十六　（略）

（地方整備局組織規則の一部改正）

第十一条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（水政課の所掌事務） **第八十八条**　水政課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第八条第三項に規定する河川管理者の管理する雨水貯留浸透施設の区域の公示に関すること。 五～十四　（略）	（水政課の所掌事務） **第八十八条**　水政課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第六条第三項に規定する河川管理者の管理する雨水貯留浸透施設の区域の公示に関すること。 五～十四　（略）

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第十二条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（建設行政課の所掌事務） **第四十六条**　建設行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第八条第三項に規定する河川管理者の管理する雨水貯留浸透施設の区域の公示に関すること。 五～二十　（略）	（建設行政課の所掌事務） **第四十六条**　建設行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　（略） 四　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第六条第三項に規定する河川管理者の管理する雨水貯留浸透施設の区域の公示に関すること。 五～二十　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。ただし、第五条の規定は、都市計画法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百九十七号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にある第一条又は第四条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。